

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2021年(令和3年)

May 5 月号

令和3年度鹿児島労働局行政運営方針について



和気神社にて（霧島市）

【写真提供：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま……………1
 令和3年度鹿児島労働局行政運営方針について……2～10
 鹿児島労働局幹部着任挨拶……………11～12
 産業保健
 ～新型コロナウイルス感染症 職場で注意すること～…13
 令和2年の労働基準監督署における
 申告監督実施状況について……………14
 労務管理あれこれ
 ～残業時間の端数は15分ごとの切り捨て可能か……14

令和4年3月
 新規高等学校卒業者の採用に係る日程等について……15
 令和3年業種別死傷災害発生状況（3月末速報版）
 及び令和2年業種別死傷災害発生状況（確定版）……15
 令和3年度
 ゼロ災運動KYTトレーナー研修会のご案内……16～17
 令和3年6月の講習開催のご案内……………18

さくらじま

一年中で最も爽やかで過ごしやすい季節がやってきた。5月は、新緑がまぶしく初夏を感じさせる季節でもある。

今年の5月の二十四節季は、5日の子供の日の立夏と21日の小満がやって来る。立夏は、もうすぐ夏がくるという気配を感じる頃、小満は、草木が生い茂り大地に満ち始めるころと書いてあった。今年は、植物の開花が早いようで街中では季節の移ろいとともに関心ある花を楽しませてくれている。

わが家でも4月に植えた夏野菜が成長し、たくさんの収穫を期待しているが、6月頃には梅雨時期に入り台風がやってくる。今のうちに防災・熱中症対策もしっかり考え

ておきたい。

特に昨今の異常気象で局地的な豪雨、大型台風の襲来など予想もしない自然の猛威を日頃から意識して行動と備えを万全にしたいものである。

また、今月より、全国的な展開でSTOP!熱中症クールワークキャンペーンが始まった。職場での熱中症予防対策の徹底もしていきたい。

コロナ禍の長期化に伴い、感染拡大防止のためさまざまな生活様式が変わってきているが、日常生活を取り戻すため我慢のしどころである。職場においても家族内でも心はしっかりとつながってほしいものである。



労働行政のあらまし（2021年度 鹿児島労働局行政運営方針）

鹿児島労働局雇用環境・均等室

鹿児島労働局の行政運営に当たっての基本姿勢

鹿児島県内においては、少子高齢化の進展や新規学卒者の県外流出等に伴う労働力人口の減少が課題となっています。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響下において、雇用調整助成金等の申請が2万件を超えるなど、企業が雇用の維持に努めている一方で、事業所閉鎖等に関する相談も増えつつあり、新規求人数の落ち込みや求職活動の長期化等が顕在化し、有効求人倍率が低下するなど、管内の雇用情勢は厳しい状況となっています。

このため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業主や労働者等を支援するため、コロナ時代に対応した施策を推進する必要があります。

また、「新たな日常」の下で、柔軟な働き方がしやすい環境整備を進める必要があり、働き方改革も第3ステージへと進んでいます。いわゆる「就職氷河期世代」と言われる方々の課題の解消は継続して取り組み、さらには、新卒者への支援、女性活躍の推進を図るとともに、あらゆるハラスメントに対する対策の推進を図る必要があります。さらに、鹿児島県内における外国人労働者の雇用管理の確保にも取り組む必要があるとともに、労働災害は高止まりの状況から増加傾向に転じていることから、当該労働災害を減少させ、安心・安全な職場環境の整備を行うことが喫緊の課題となっています。

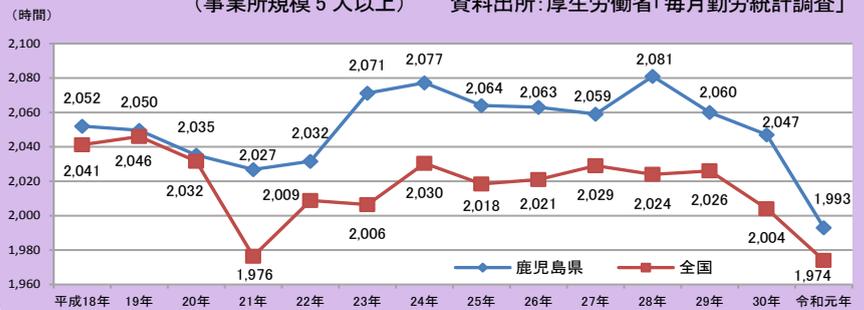
上記の様々な課題に取り組むため、令和3年度の労働行政の運営に当たって、重点的に取り組むべき事項について、この「令和3年度鹿児島労働局行政運営方針」として取りまとめました。特に、「最重点項目」については、鹿児島労働局が最重点で取り組むべき施策に関し、具体的な取組内容を掲げています。

この運営方針に基づく取り組みに当たっては、職員一人ひとりが課題を適確に把握したうえで、雇用環境・均等行政、労働基準行政、職業安定行政、職業能力開発行政間の連携をより一層密にし、利用者の立場に立って、総合的な労働行政サービスを労働者や事業主を始めとする県民の方々に提供するとともに、鹿児島県や各市町村との連携、労使団体等の理解と協力を得つつ、円滑な行政運営を推進します。

一般労働者一人当たりの年間総実労働時間

（事業所規模5人以上）

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

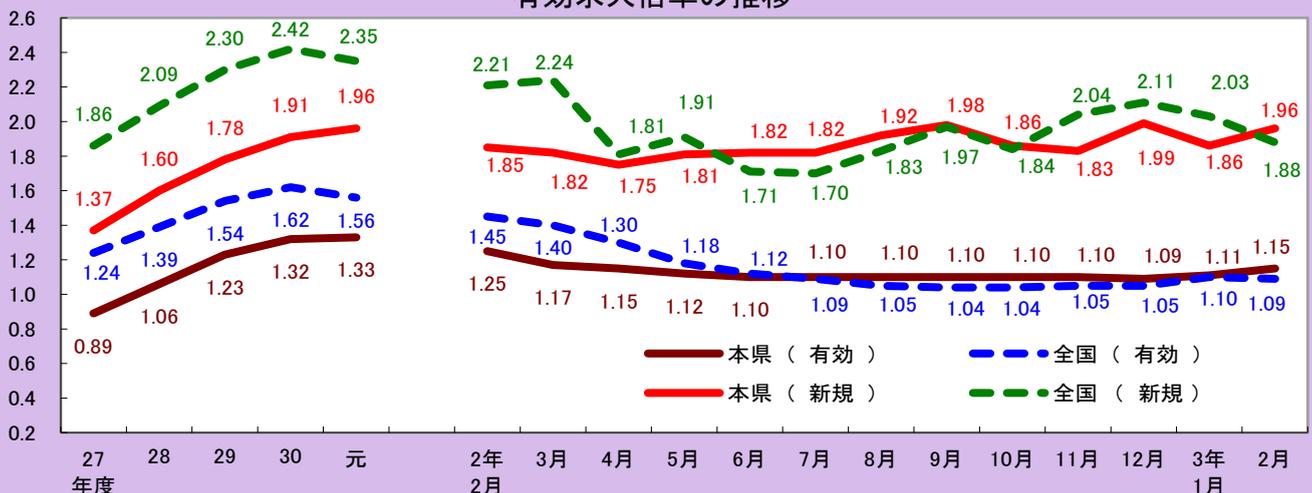


労働者1人平均年次有給休暇取得率

資料出所：厚生労働省「就労条件総合調査」



有効求人倍率の推移



最重点項目

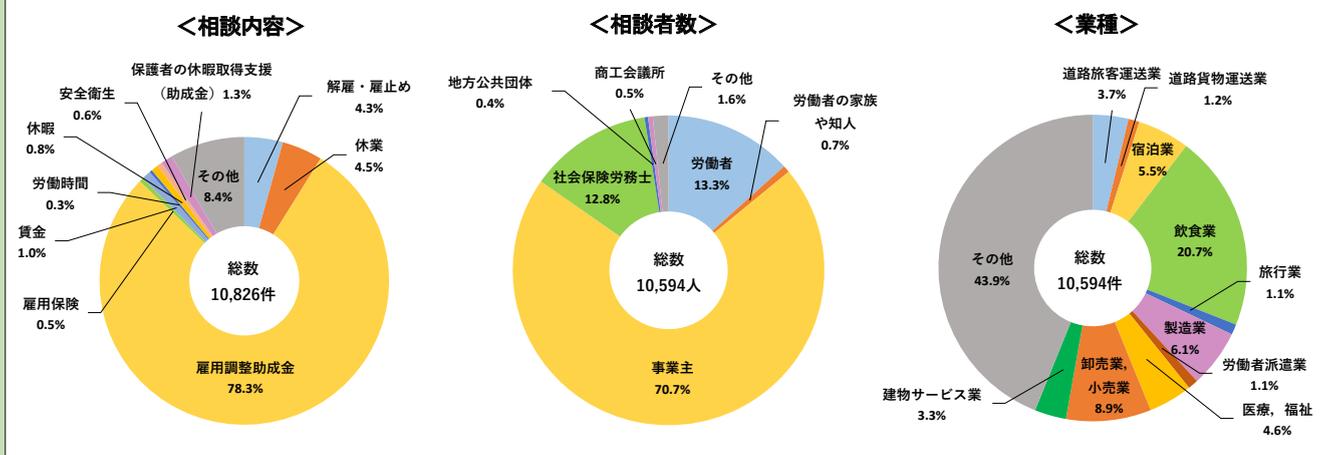
1 コロナ時代に対応した取組

●雇用の維持・継続に向けた支援

- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、労使団体等へ感染予防と健康管理について要請するとともに、感染拡大防止対策相談コーナーを設置し、具体的な取組の相談に対応します。また、あらゆる機会を通じて職場の取組状況をチェックリストにより確認し必要な指導を行います。さらに、特別労働相談窓口を開設し、解雇、雇止め、休業など労働関係の相談に対応します。

新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口相談状況

（令和2年2月14日～令和3年1月15日）



- ② 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、各種助成金（雇用調整助成金・産業雇用安定助成金等）によって、休業、在籍出向等を通じて雇用維持に取り組む事業主を支援します。

※ 雇用調整助成金の支給状況をリーマンショック時（平成21・22年度の合計）と比較すると、令和2年度は12月末時点で支給決定件数が約2倍、支給決定金額が約2.2倍

- ・平成21年度：支給決定件数 3,455件 支給決定金額 3,239百万円
- ・平成22年度：支給決定件数 4,073件 支給決定金額 1,874百万円
- ・令和2年度：支給決定件数 15,519件 支給決定金額 11,646百万円（12月末時点）

●業種・職種を超えた再就職等の支援

新型コロナウイルス感染症の影響による「新たな日常」の下で、雇用維持に対する支援を継続しつつ、業種・職種を超えた再就職等を促進するため、ハローワークにおける求人の確保や職業訓練機会の提供、個々の状況に応じた就職支援の強化を図ります。

- ① 職業訓練を通じた職業スキルや知識の習得

公共職業能力開発施設（県立高等技術専門学校、ポリテクセンター鹿児島）、民間教育訓練機関等との緊密な連携により、受講者枠の拡大やコースの新設等を行いながら、再就職に必要な技能及び知識の習得を目的とする職業訓練の受講あっせんを推進します。

- ② ハローワークの就職支援ナビゲーターによる業種を超えた再就職等の支援

ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制による再就職支援計画の作成・実施、職業情報提供

サイト（日本版O-NET）を活用したキャリアコンサルティング等の個別支援を行い、労働市場の状況や産業構造の変化を踏まえたニーズの高い職種、雇用吸収力の高い分野への再就職支援を推進するための体制強化を図ります。

③ 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等への再就職支援

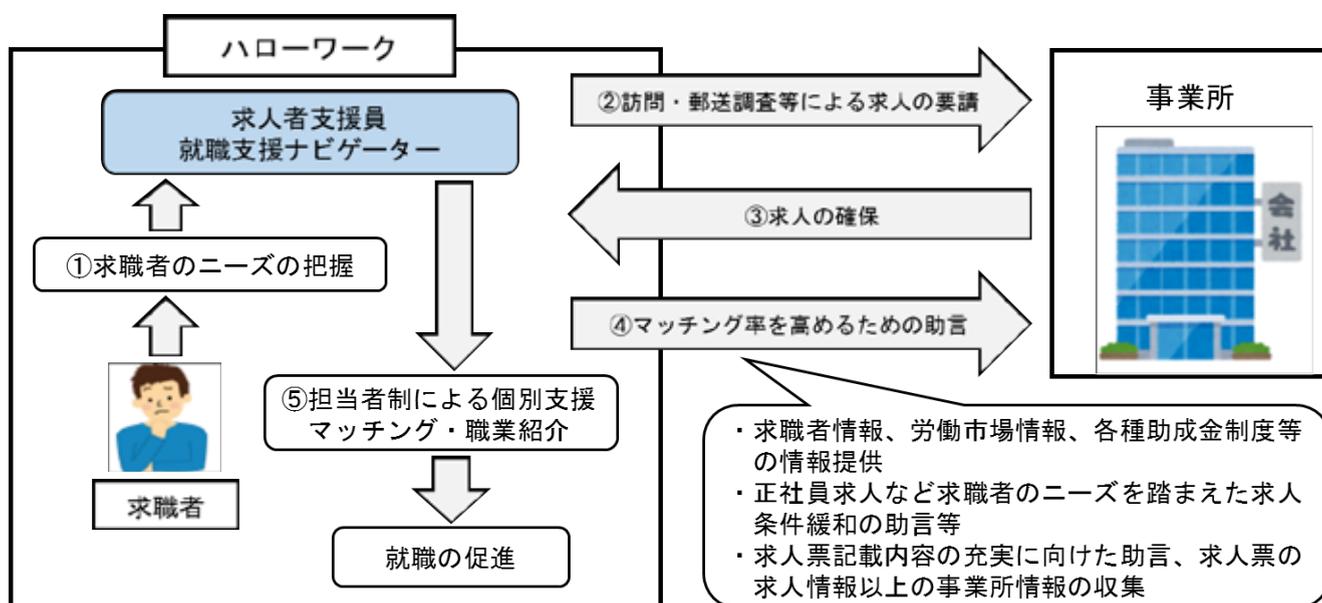
新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされ、就労経験のない職業に就くことを希望する方の安定的な早期再就職を支援するため、一定期間試用雇用する事業主に対して、試用雇用期間中の賃金の一部を助成（トライアル雇用助成金）します。

④ 地方公共団体との連携

県内14自治体と締結している雇用対策協定に基づく事業計画の策定によって、国と地方公共団体がそれぞれの役割を果たすとともに、緊密な連携によって地域の課題や実情に応じた取組を推進します。

⑤ ハローワークにおける求人の確保と求人充足サービスの充実

ハローワークにおいて積極的な求人開拓を実施し雇用機会の確保に努めるとともに、求職者が応募しやすい求人内容の設定や求人条件の緩和等の助言をきめ細かく行うなど、求人充足サービスの充実を図ります。



2 働き方改革 第3ステージ

●働き方改革関連法の周知・定着

改正労働基準法関連

関係行政機関、関係団体等の協力を得ながら説明会やセミナー等を開催し、年次有給休暇や時間外労働の上限規制の義務付けに関する改正内容を、引き続き、県民の皆様に幅広く周知するとともに、時間外労働の上限規制の法令遵守の徹底を図ります。

時間外労働上限規制適用猶予業種（時間外労働の上限規制の適用が令和6年3月31日まで猶予されている自動車運転の業務、建設事業、医師及び砂糖製造業）に対して、関係行政機関、関係団体等の協力を得ながら説明会やセミナー等を開催し、時間外労働の上限規制等の改正内容等を引き続き周知します。

時間外労働の上限規制の導入

一般則

原則	月45時間、年360時間		施行日
臨時の場合	年720時間 2～6か月平均 80時間以内（休日労働含む） 月100時間未満（休日労働含む） 月45時間を超える回数は年6回 まで		中小企業 令和2年4月1日 (大企業 平成31年4月1日)

猶予・除外の事業・業務	
事業・業務	猶予・除外の内容
自動車運転の業務	令和6年4月1日 から時間外労働の上限規制、年960時間を適用
建設事業	令和6年4月1日 から一般則を適用 (ただし、災害時における復旧・復興の事業は、月 100 時間未満・複数月平均80時間以内の要件は適用しない)
医師	令和6年4月1日 から時間外労働の 上限規制を適用 (規制のあり方等を検討の上、 具体的な上限時間等は省令で定める)
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	令和6年3月31日 までの間は、月100時間未満・複数月 80時間以内の要件は適用しない（令和6年4月1日 から一般則を適用）
新技術・新商品等の研究開発業務	医師の面接指導、代替休暇の付与等の健康 確保措置 を設けた上で、時間外労働の上限規制は適用しない

パートタイム・有期雇用労働法関連

パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収等を実施することにより、法の着実な履行確保を図ります。併せて、新型コロナウイルス感染防止の観点から、オンラインを活用した説明会等を行うとともに、同一労働同一賃金等に取り組む先行企業の事例の収集・周知等を実施することにより、非正規雇用労働者の待遇改善にかかるとともに、事業主の取組機運の醸成を図ります。

●過重労働解消に向けた取組

- ① 長時間労働による過労死など心身の健康障害を発生させないよう、以下の取組を行います。
 - ・各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する立入調査を引き続き実施します。
 - ・11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施し、過重労働解消に向け、集中的に周知・啓発します。
- ② 大企業等の働き方改革に伴う中小事業者への「しわ寄せ」防止に向けて、11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」において集中的な周知啓発を行います。
- ③ 年次有給休暇の取得促進を図るとともに、勤務間インターバル制度は、労働者の生活時間や睡眠時間を確保するためのものであることを踏まえ、助成金を活用し、長時間労働が懸念される企業等への導入促進を図ります。

令和2年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督結果

- (1) 重点監督の実施事業場：41事業場（違反36事業場、87.8%）
- (2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
 - ① 違法な時間外労働があったもの：12事業場（29.3%）
 - ② 賃金不払残業があったもの：8事業場（19.5%）
 - ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：6事業場（14.6%）

●中小企業・小規模事業者等に対する支援

- ① 「鹿児島働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、労務管理等の専門家による、業界別同一労働同一賃金導入マニュアル等を活用した支援や、ウィズ・ポストコロナの時代の新しい働き方を踏まえた個別訪問支援、出張相談、セミナー等、きめ細やかな支援を行います。
- ② 地方公共団体及び労使団体等の関係者からなる「働き方改革推進協議会」を開催し、中小企業等における働き方改革が円滑に進むよう、関係者との連携を図って支援を進めます。

3 新卒者等に対する就職支援

●県内企業の魅力や情報の発信を支援する取組

① 良質な求人確保

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により新規学卒求人が減少傾向にあることから、ハローワークの就職支援ナビゲーターを中心とする求人開拓や地方公共団体との連携による経済団体への求人確保の要請に取り組みます。

また、求人提出事業主に対しては、新卒者が応募する際に不安を覚えることがないように、適正な労働条件の提示や詳細な職場情報の提供等について助言するなど、良質な求人確保に努めます。

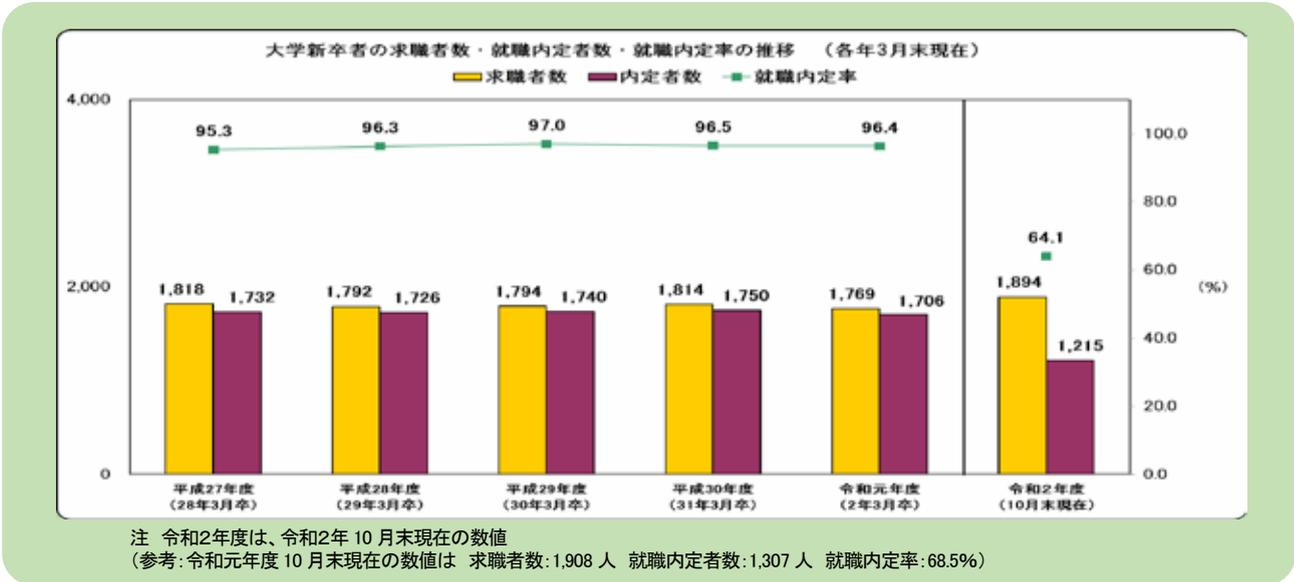
② ユースエール認定制度の推進

若者の採用・育成に積極的に雇用管理の状況等が優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定制度」について、企業への認定取得勧奨を積極的に行い、認定した企業の魅力や情報の発信を後押しすることで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、新卒者や若年者とのマッチング向上を図ります。



●新卒応援ハローワーク等における就職支援の取組

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により企業説明会の延期・中止や企業による採用選考活動の取りやめが一部で見られ、新卒者の就職内定率の低下が懸念される中、第2の就職氷河期世代をつくらないため、学生等がより円滑に就職活動を行えるよう取り組んでまいります。



① 新卒応援ハローワークを中心とした新卒者等への就職支援

新卒者及び既卒3年以内の方を対象に、新卒応援ハローワーク等に配置する就職支援ナビゲーターの担当者制による個別支援や心理的サポートなど、就職実現までの一貫したきめ細かな支援を強化します。

また、大学等への定期的な出張相談やオンラインによる就活相談のほか、個別支援が必要な学生等を新卒応援ハローワーク等に誘導し重点的に支援を行うなど、大学等との情報共有・連携により“就職をあきらめさせない、一人にさせない”支援に取り組みます。

② 鹿児島新卒者等人材確保推進本部の設置

新卒者の就職環境は地域ごとに状況が異なり、労働局・ハローワークだけでなく、地域の関係機関が緊密に連携を図り支援していくことが重要であることから、労働局、ハローワーク、地方公共団体、学校、産業界等で構成する「鹿児島新卒者等人材確保推進本部」を設置し、新卒者の就職・採用支援に関する企画調整を行うなど、地域の総力を挙げて新卒者の就職支援等に取り組む機運を醸成します。

③ 職場定着に向けた取組

新卒者の早期離職を防止するため、就職活動開始前の早い段階から学生に対する職業意識形成に向けた支援に取り組むほか、就職後の仕事の悩みや不安に対する相談窓口の周知やハローワークによる就職前及び就職後の定着支援セミナーを実施します。

また、就職支援ナビゲーターの個別支援対象者等に対する就職後の定期的な状況確認等の定着支援や事業主に対する雇用管理改善指導を実施するなど、新卒者の職場定着を包括的に支援します。

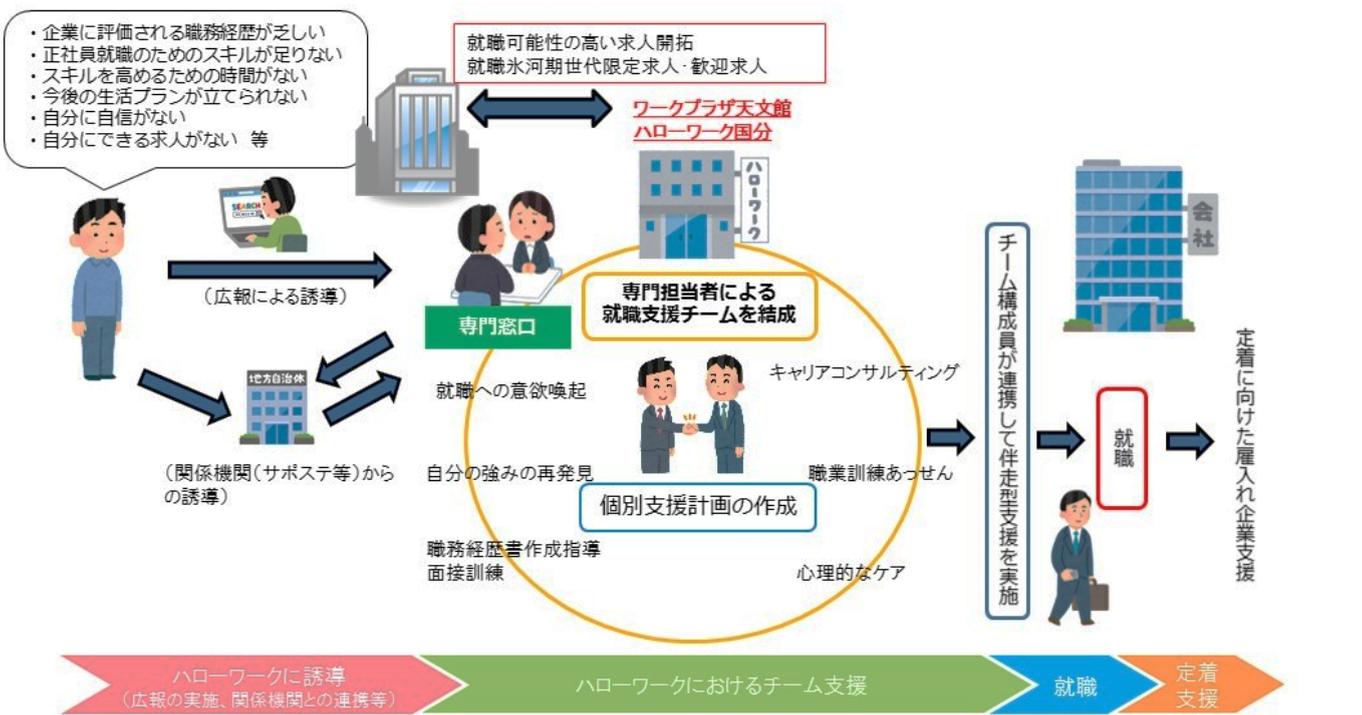
4 就職氷河期世代への支援

● 専門窓口、専門担当者等の一貫した伴走型支援

いわゆる就職氷河期世代は、現在、30代半ばから40代半ばに至っています。雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、希望する就職ができず、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいます。

不安定な就労状態にある方一人ひとりが置かれている複雑な課題・状況に対応するため、ワークプラザ天文館、ハローワーク国分に専門窓口を設置し、専門担当者のチーム制によるキャリアコンサルティング、必要な能力開発施策へのあっせん、職場体験・実習の企業と求職者のマッチング、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職氷河期世代に限定又は応募を歓迎する求人の積極的な確保、就職後の職場定着支援まで、関係機関と連携を図りながら、一貫した伴走型支援を実施します。

また、官民協働で就職氷河期世代の活躍支援に取り組む「就職氷河期世代活躍支援かごしまプラットフォーム」において、支援プランに基づき、支援策の周知広報、企業説明会等を通じ就職氷河期世代の雇入れや正社員化等を推進します。



5 女性活躍推進とハラスメント防止対策

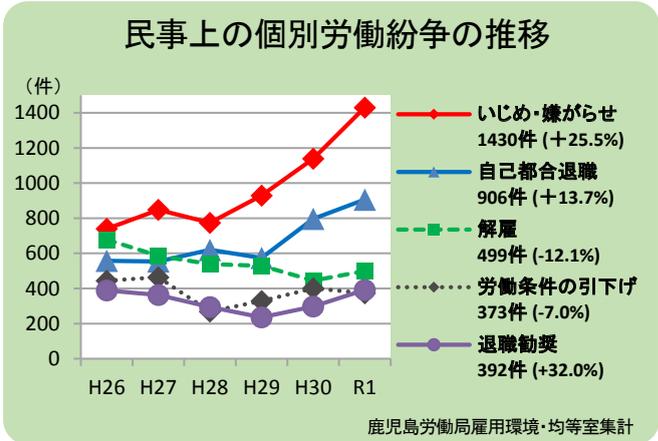
●女性活躍推進

- ① 令和4年4月1日から、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定が常用労働者数101人以上の事業主に拡大されることを踏まえ、説明会等による法の周知とともに中小企業に対して、助成金やアドバイザーによる支援の活用を図り、行動計画の策定や情報公表、取組等を促進します。
- ② 女性が妊娠・出産後も継続就業し、能力を發揮できるようにするため、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置や「母性健康管理指導事項連絡カード」の周知・啓発をより一層進めます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に不安を抱え体調不良が生じている女性労働者が安心して適切に母性健康管理制度を使えるよう、事業主へ助成金等による支援を行い職場環境の整備を図ります。



●総合的ハラスメント対策の推進

職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの撲滅に向けて、12月の「ハラスメント撲滅月間」を中心に、事業主向け説明会等による集中的な周知啓発を実施します。また、法に基づくハラスメント防止措置を実施するよう事業主に助言・指導を行うほか、ハラスメント被害を受けた労働者からの相談に迅速に対応するとともに、紛争解決援助制度等を活用し、丁寧な対応を行います。



●労働関係紛争の早期解決の促進

パワーハラスメントを含むいじめ・嫌がらせや労働条件等のあらゆる労働問題に関して、総合労働相談コーナーにおいて、ワンストップで相談に対応するとともに、助言・指導や紛争調整委員会によるあっせん等の迅速な対応により、個別労働紛争の早期解決を促進します。また、ハラスメントの相談に当たっては、迅速・丁寧な対応を行うとともに、法令違反が疑われる事案に対しては、事業主に対する報告徴収・是正指導を行います。

総合労働相談コーナー

鹿児島労働局雇用環境・均等室内
TEL 099-223-8239

各労働基準監督署内

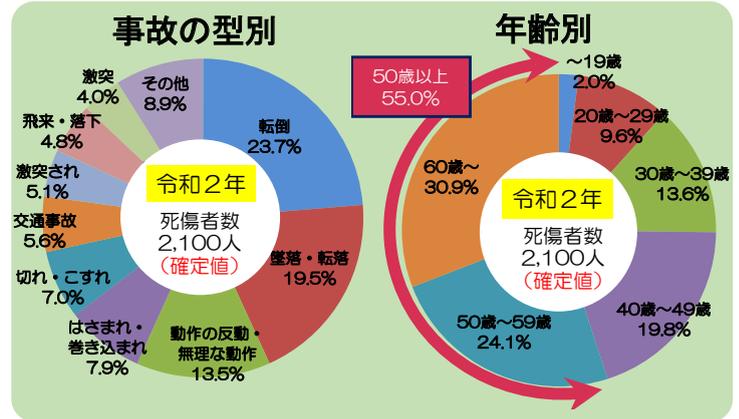
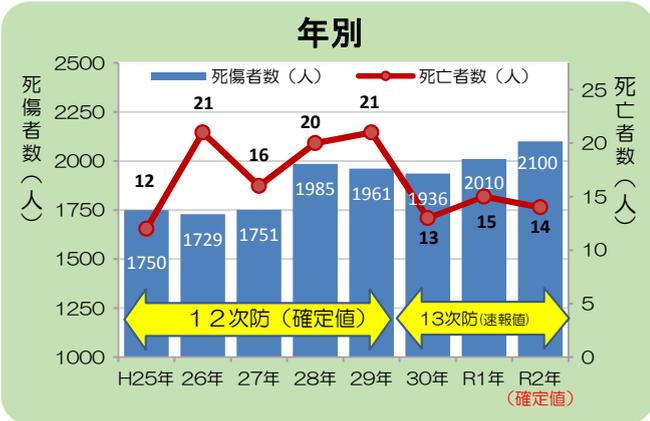
鹿児島	TEL 099-803-9640
川内	TEL 0996-22-3225
鹿屋	TEL 0994-43-3385
加治木	TEL 0995-63-2035
名瀬	TEL 0997-52-0574

6 労働災害の防止対策

●第13次労働災害防止計画の取組

【目標】第13次労働災害防止計画（平成30年度～令和4年度）に基づき、対平成29年比で、死亡者数25%減（15人以下）、死傷者数4%減（1,882人以下）とする。

- ① 第13次労働災害防止計画（平成30年度～令和4年度）に基づき、災害が多発している業種や事故の型等に着目し、労働災害防止団体や業界団体等との連携を図り、事業場に対する具体的な労働災害防止対策の指導、リスクアセスメント（危険性又は有害性の事前調査等）の実施促進により労働災害の減少を図ります。

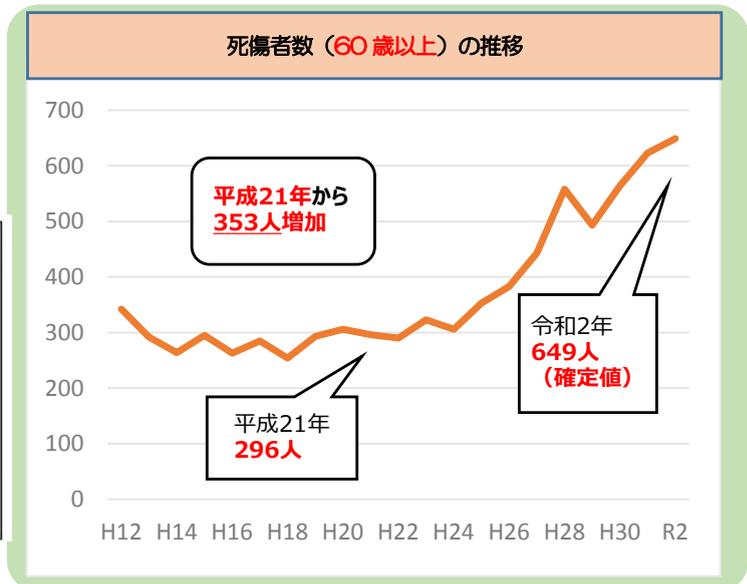


- ② 県内では、労働災害による死傷者数（休業4日以上）が、過去最低人数を記録した平成21年を境に増加傾向にあります。大きな要因には、高齢年齢労働者の就業人口の増加に伴い、60歳以上の労働者の災害が年々伸びてきていることがあります。

そこで、鹿児島労働局では、高齢年齢労働者の災害を防ぎ、死傷者数を減少傾向に転じさせるため、高齢者の身体的特性に配慮した「エイジフレンドリー」な職場作りを推進します。

具体的には、企業への普及のための「エイジフレンドリーガイドライン」の周知・指導、中小企業事業者に対する補助事業の活用促進などに取り組めます。

↓対策の例↓（エイジフレンドリーガイドラインより）



7 外国人労働者に対する支援

●外国人労働者の適切な雇用管理の確保

在留資格「特定技能」により受け入れられる外国人材をはじめ、増加する外国人材の地域における安定した就労を促進するため、事業主に対する外国人の雇用状況届出制度や外国人雇用管理指針の周知・啓発、雇用管理セミナーの重点的な開催等、雇用管理改善に向けた相談・指導等の充実を図るほか、外国人雇用管理アドバイザーを活用し、外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題など、外国人を雇用する事業主からの様々な相談に対して、事業所の実態に応じた専門的な指導・援助を行います。



●外国人材受入れと定着に向けた取組

鹿児島県は、外国人材が職場や地域で円滑に定着できることを目的とした厚生労働省の委託事業である「地域外国人材受入れ・定着モデル事業」において、全国5地域（北海道、群馬県、福井県、岐阜県、鹿児島県）のモデル地域に選定されました。

この事業では、令和2年度から令和5年度において、鹿児島労働局及び鹿児島県に加え、国外の外国人材に対する募集・採用の方法や、定着に向けたノウハウなどについての知見を持つ民間職業紹介事業者（受託者）と連携しながら、モデル地域における外国人材の受入れから定着までを一貫して支援します。

さらに、この事業を通じて得られた外国人材の定着実績や効果的な支援内容などを基に、課題や好事例の収集・蓄積を行い、その事業成果を報告書にまとめ、他の地方公共団体などに周知します。

●外国人労働者の雇用及び労働条件の適正運用

① 外国人労働者の労働条件の相談・支援

鹿児島労働局監督課内に設置してある「外国人労働相談コーナー（ベトナム語）のPRを図り、引き続き、外国人労働者から寄せられる労働条件、労働災害などに関する相談等に対応します。

② 外国人労働者の労働条件の確保

各種情報から労働基準関係法令上問題があると考えられる事業場に対して立入調査を引き続き実施します。

外国人労働者の法定労働条件の履行確保を図るため、出入国管理機関及び外国人技能実習機構との積極的な連携・強化に取り組みます。

外国人労働条件相談コーナー（ベトナム語）

日 時：木曜日 9:00～16:30
 場 所：鹿児島労働局監督課
 鹿児島市山下町 13-21 合同庁舎 2 階
 電話番号：099-216-6100

着任のごあいさつ



鹿児島労働局
総務部総務部長

くまだ ともとし
熊田 知俊

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、会員の皆様方には、平素より労働行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜っており、厚くお礼申し上げます。

この度、4月1日付で総務部長、総括政策調整官を拝命いたしました。何卒よろしくお願い申し上げます。

鹿児島労働局へ赴任する前は、厚生労働本省大臣官房地方課地方支分部局法令遵守室の中央総務指導官に就いており、各都道府県労働局の法令遵守に関する業務等を担ってまいりました。

鹿児島県においては、少子高齢化の進展や新規学卒者の県外流出等に伴う労働力人口の減少が課題となっています。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響下において、雇用調整助成金等の申請が2万件を超えるなど、企業が雇用の維持に努めている一方で、事業所閉鎖等に関する相談も増えつつあり、新規求人数の落ち込みや求職活動の長期化等が顕著化し、有効求人倍率が低下するなど、管内の雇用情勢は厳しい状況となっています。

こうした中、柔軟な働きやすい環境整備を進める必要があります。「働き方改革」も第3ステージへ進んでいます。いわゆる「就職氷河期」と言われる方々の課題の解消は継続して取り組み、さらには、新卒者への支援、女性活躍の推進を図るとともに、あらゆるハラスメントに対する対策の推進を図る必要があります。さらに、鹿児島県内における労働災害は高止まりの状況から増加傾向に転じていることから、当該労働災害を減少させ、安心・安全な職場環境を行うことが喫緊の課題となっています。

「働き方改革」の第3ステージ関連では、改正労働基準法関連、パートタイム・有期雇用労働法関連の周知・定着を目指し、関係行政機関、貴協会等の協力を得ながら説明会やセミナー等を開催し、年次有給休暇や時間外労働の上限規制の義務付けに関する改正内容を、引き続き、幅広く周知するとともに、時間外労働の上限規制の法令遵守の徹底を図ってまいります。時間外労働上限規制適用猶予業種に対しても、関係行政機関、貴協会等の協力を得ながら説明会やセミナー等を開催し、時間外労働の上限規制等の改正内容等を引き続き周知を行ってまいりたいと思います。

また、過重労働解消に向けた取り組みや、中小企業・小規模事業者等に対する支援、労働災害の防止等、様々な課題がありますが、貴協会、会員の皆様方のご協力を賜りながら、進めてまいりたいと考えておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

最後に、貴協会の益々のご発展と会員の皆様方のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



鹿児島労働局
労働基準部長

えのきぞの かずひこ
榎園 和彦

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、4月1日付で労働基準部長を拝命いたしました。南北約600キロメートルにも及ぶ広範囲の鹿児島県内の労働基準行政の推進に尽力してまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、依然として最大限の警戒が必要ですが、労働基準行政としましては、感染防止対策に万全を期しつつ、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の年5日以上取得等の働き方改革関連法の周知・定着の推進と、賃金や休業手当の支払等の労働条件の履行確保に関する指導等を推進してまいります。

労働災害防止については、第13次労働災害防止計画（平成30年度～令和4年度）に基づき、災害減少に向けた施策を推進しておりますが、災害増加の傾向に歯止めがかかっていない状況にあります。引き続き、災害が多発している業種に対する指導を始め、特に「転倒災害」、「高齢労働者の災害」の防止に向けた重点的な対策を推進し、安全・安心な職場づくりに努めてまいります。

さらに、コロナ禍の苦しい経営環境ではありますが、鹿児島県最低賃金（時間額793円）の周知と履行確保を図り、また、労災保険給付の迅速・公正な事務処理を推進してまいります。

これまで経験したことのない新型コロナ変異ウイルスの脅威にも翻弄されていますが、感染防止対策に気を抜くことなく、最大限の警戒を継続しながら、労働基準部の各課室及び県内の労働基準監督署の職員が一丸となって行政課題に真摯に取り組む、皆様方と乗り切ってまいります。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、貴協会のますますのご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



鹿児島労働局
総務部総務課長

まつやま かずゆき
松山 和幸

新緑の候、会員のみなさまにおかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜っていることを厚くお礼申し上げます。

この度、4月1日付で総務課長を拝命いたしました松山でございます。

何卒よろしくお願い申し上げます。

3年前には総務課、その前は職業安定部に勤務し、若年者雇用や助成金関係等で、多大なるご理解とご協力をいただいております。重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナ感染拡大が経済や雇用に大きな影響を与えており、感染の一刻も早い終息を願うところですが、治まる気配が見えない状況です。

このような中で、労働行政が専門性を発揮して各種施策をしっかりと展開できるように、各部署の窓口等の新型コロナ感染症防止対策に尽力して参りますので、会員のみなさまのご理解とご協力を引き続き賜りますようお願い申し上げます。

最後に、貴協会の益々のご発展と会員のみなさまのご健勝を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



鹿児島労働局
労働基準部監督課長

ひがし
東 ゆうじ
裕二

新緑の候、公益社団法人鹿児島県労働基準協会会員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。この度、4月1日付けで鹿児島労働局労働基準部監督課長を拝命いたしました東と申します。何卒よろしく願い申し上げます。

この3月までは、独立行政法人労働政策研究・研修機構労働大学校において労働行政職員の人材育成に3年間携わっておりました。久々に鹿児島の地に立ち、桜島を仰ぎ眺めるとほっと安堵するとともに、使命感がふつふつと湧いてきております。

新型コロナウイルス感染症の終息がなかなか見えず、社会経済活動にも様々な影響を及ぼしている状況にあります。労働行政としては、コロナ時代に対応した取組をはじめとして、地域の社会経済活動の持続・発展に寄与する施策を推進してまいります。

その中でも労働基準監督行政としては、働き方改革関連法の周知・定着、過重労働解消に向けた取組、中小企業・小規模事業者等に対する支援、労働災害防止対策、外国人労働者の雇用及び労働条件の適正運用などに重点を置いた取組を進めてまいります。

労働基準監督機関の基本的使命は、「労働条件の最低基準を定める労働基準法や労働安全衛生法等の労働基準関係法令に基づき、働く方の労働条件の確保・改善を図ることで、社会・経済を進展させ、国民の皆さまに貢献すること」であり、これは労働基準監督官として最初の研修で学びます。

いかなる状況下にあっても、労働条件の法定基準は守られなければなりませんし、労働条件を改善・向上させることによって、労働者はもとより、その事業場、そして、地域の発展へとつながっていきます。そうした会員の皆様の自主的な取組を支援できるよう努めてまいります。

コロナ禍の中にあっても、できないことを嘆くのではなく、何ができるのかを考え、そして、薩摩の教えにあるように挑戦することによって、郷土鹿児島の発展に少しでも貢献できるよう微力ながら尽力する所存です。

最後になりましたが、貴会及び会員の皆様のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。



鹿児島労働局
労働基準部賃金室長

かつだ
勝田 きよと
清人

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、4月1日付けで賃金室長を拝命いたしました。何卒よろしく願い申し上げます。

3月までは、鹿児島産業保健総合支援センター（さんぼセンター）に外向しており、産業医などの産業保健関係者への専門的な相談や研修、メンタルヘルス対策の普及促進のための支援、治療と仕事の両立支援、小規模事業場への支援（地域産業保健センター）などに携わっておりました。会員の皆様には、日頃よりさんぼセンターをご利用いただき感謝申し上げますとともに、今後もさんぼセンターをご利用いただき

ますようお願い申し上げます。

さて、当室では、鹿児島地方最低賃金審議会の運営をはじめ最低賃金決定までの手続きやそのための賃金関係の統計業務、また、最低賃金の周知や履行確保に係る業務を行っております。

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者について、地域別、業種別にそれぞれの実情に即した賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図るとともに、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び企業の公正な競争の確保に資するなど、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としていますので、極めて重要な業務と考えています。

現在、鹿児島県の最低賃金は、「鹿児島県最低賃金 793円」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 815円」、「自動車（新車）小売業最低賃金 847円」に改正され、県内のすべての労働者に適用されております。

もとより微力ではございますが、最低賃金制度の適切な運営のため、精一杯努力してまいりたいと存じます。会員の皆様方の格別なご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、新型コロナウイルス感染の終息と貴協会のご発展、会員の皆様方のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



鹿児島労働基準局
労働基準部
労災補償課長

かぶらぎ
樺木 まさる
勝

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より労災補償行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、4月1日付けで労災補償課長を拝命いたしました。何卒よろしく願い申し上げます。

さて、労災補償行政を取り巻く状況としましては、事実調査に多大な事務量を要する脳・心臓疾患事案、精神障害事案に係る請求件数及び認定件数は緩やかに増加傾向となるところです。とりわけ働き方改革の推進と相俟って過労死等の労災請求事案を巡る社会的関心は高く、労災補償行政においては、その迅速かつ確かな労災認定を図ることを求められており、また、このコロナ禍において新型コロナウイルス感染症に係る労災認定につきましても、的確な対応を求められておるところです。

労災補償行政の推進に当たっては、不幸にして被災された方々への懇切・丁寧な対応及び労災保険給付の迅速・適正な事務処理への取組については、最も重要視していかなければならないと考えております。

また、労働者災害補償保険が保険制度である以上、制度への信頼を揺るがす不正受給の防止及び労災かくしの排除の対策にも、積極的に取り組まなければならないところと存じます。

このような日々の積み重ねにより、鹿児島県の皆様に対して、信頼される労災補償行政になると考えております。

もとより微力ではございますが、私自身、皆様方のご支援をいただきながら、鹿児島県の労災補償行政の推進に努めていく所存でございますので、会員の皆様方におかれましては、今後とも変わらぬ御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、貴会のご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。



新型コロナウイルス感染症～職場で注意すること

鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員 小田原 努

初夏の訪れとともに、また熱中症に注意する季節になってまいりました。今年は新型コロナウイルス感染症のために、おそらく新人の方への盛大な歓迎会もなく、5月の連休も移動もままならず、季節の節目を感じる機会が少なくなっていると思います。しかし、季節は確実に移ろっていきます。熱中症の対策は十分にお願いします。

新型コロナウイルスのワクチンの接種も始まっていますが、多くの方が接種し終わるには数か月はかかるとされ、まだまだ従来の感染症対策の継続が必要とされると思います。

職場で、新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合、濃厚接触者がどの程度まで広がるのが大きな問題となると思いますが、大きく5つの場面が想定されます。

1. 密接な作業場所での業務

デスクワークがすぐ思い浮かびますが、隣の方との距離が短い場合は、濃厚接触の可能性が高いと思います。隣や前の方との距離が1.5メートル以内の場合は、アクリル板等を用いたパーティションの設置は必要そうです。パーティションを設置しても、マスクの着用やこまめな消毒、特にパーティションの清掃は適時行ってください。また今後は冷房のために、換気がおろそかになると思いますので、注意が必要です。

2. 会議

会議も密になり、議論が白熱すると感染のリスクが高まります。一つの長机には一人のみ着席するようにし、ドアと窓を開けて、換気するようにしましょう。

窓がない場合は、サーキュレーター等を入りに設置して、室内の空気の入替えを図ることが有効です。会議も短時間で、できれば30分以内で終わるように工夫しましょう。

3. 昼食の機会

食事の時はマスクをはずしますので、注意が必要です。食事時はあまりしゃべらないようにし、食事が終わったらすぐマスクを着用するようにしましょう。歯磨きをするときも、共有の水道栓には注意が必要です。

4. 喫煙場所

喫煙時もマスクをはずしますので、注意が必要です。手を洗ってからタバコは吸うようにしましょう。また室内の喫煙室を利用する場合は、密にならないように人数制限することも有効です。

5. 自動車での移動

複数の人数で車移動する時も注意が必要です。時折窓を開けて換気をするようにしましょう。また車内でもマスクは外さないように注意しましょう。

濃厚接触者を特定する時には、コロナ陽性となった方の陽性判定日から2週間前の行動を知る必要があります。スケジュールを管理する手帳などに会った方を控えておくなどの注意も必要となります。

コロナ陽性になりますと、周囲や家族の方にも大きな心労をおかけいたしますので、やはり今後もしばらくは、感染リスクのある行為は控えることが必要そうです。

令和3年5月1日～9月30日

STOP！ 熱中症 クールワークキャンペーン

～職場での熱中症予防に取り組みましょう！

令和2年の労働基準監督署における申告監督実施状況について

鹿児島労働局監督課

労働基準法等の法律に基づいて、労働者は事業場に労働関係法令違反の事実があるときは、その事実を労働基準監督署に申告して、是正のための措置（行政指導等）をとるよう求めることができると規定されています。

令和2年（令和2年1月～12月）に県下の5労働基準監督署が申告処理した件数は168件で、そのうち124件（73.8%）で申告事項に関する違反が認められました。

申告事項ごとの違反では、「賃金不払い」最低賃金法違反含むが最も多く102件で全体の6割を占めています。

新型コロナウイルス感染症の影響があるなど、依然として厳しい社会情勢が続いていますが、事業者の皆様には労働基準法を初めとする関係法令を遵守し、働きやすい職場環境の整備にお取り組みいただきますようお願いいたします。

引き続き、鹿児島労働局では、県下の5労働基準監督署において、申告・相談に対して迅速かつ的確に対応し、その早期解決を図ることに努めてまいります。

(別表1) 令和2年：業種別申告処理状況

業種	区分	監督実施事業場数	違反事業場数	違反事業場数比率 (%)
製造業		18	15	83.3
鉱業		0	0	0.0
建設業		25	20	80.0
運輸交通業		13	9	69.2
貨物取扱業		1	1	100.0
工業的業種計		57	45	78.9
農林業		7	6	85.7
畜産・水産業		6	5	83.3
商業		36	26	72.2
金融・広告業		0	0	0.0
映画・演劇業		0	0	0.0
通信業		0	0	0.0
教育・研究業		1	1	100.0
保健衛生業		17	8	47.1
接客娯楽業		28	22	78.6
清掃・と畜業		6	5	83.3
官公署		1	1	100.0
その他の事業		9	5	55.6
非工業的業種計		111	79	71.2
合計		168	124	73.8

(別表2) 令和2年：主要事項別違反事業場数

労働基準関係法令（主要事項内訳）	事業場数	
均等待遇	0	
男女同一賃金	0	
賃金不払	102	
解雇	7	
労働時間等	一般	1
	年少者	0
その他	13	
最低賃金法	6	
労働安全衛生法	安全	1
	衛生	2
その他	1	
じん肺法	0	



【お問い合わせ先：鹿児島労働局監督課（☎099-223-8277）】

労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

残業時間の端数で15分ごとの切り捨て可能か

(Q) 弊社では、各従業員の1日の残業時間の端数について15分ごとに切り捨てて取り扱ってきましたが、従業員に「実際に労働した部分を切り捨てるのはおかしいのではないか」と指摘されたものです。問題がありますか？

合計残業時間の端数において四捨五入方式妥当

(A) 結論から申し上げますと、原則として実際に労働した時間は1分でも5分でも計上し、労働の対償として賃金を支払わなければなりません。15分ごとの端数の切り捨て方法は、労働基準法第24条の賃金の全額払いに抵触するといえます。

労働基準法第24条は、賃金の支払いについて、①通貨で ②直接労働者に ③全額を ④毎月1回以上 ⑤一定の期日を定めて支払わなければならないと規定しています【賃金支払いの5原則】。これは、労働者の生活の糧である賃金が完全かつ確実に労働者本人の手に渡るように配慮されたためですが、ただしご質問のような端数が生じた場合の計算方法

については、例外が設けられています。

それは貴社のように常に端数を切り捨てるのではなく、逆に切り上げも行うという方法です。すなわち、その月の合計時間の端数について、30分未満を切り捨て、30分以上を1時間に切り上げるとすれば、全額払いに抵触しないということになるわけです。このような方法は、切り捨てまたは切り上げることによって複雑な計算を容易にする事務簡便を目的とするものであれば、平均的にみた場合に、労働者にとって必ずしも賃金の取り扱い上、常に不利になるとは限りませんので、労働基準法第24条違反としては取り扱わないとする通達（昭和24年10月19日付け基取第3018号、昭和33年2月13日付け基発第90号）があります。

したがって、貴社の場合、1日ごとの残業時間の端数を切り捨てるのではなく、1箇月の合計残業時間まで計算したうえで端数を切り捨てまたは切り上げとし、平均的にみれば必ずしも賃金の減額にはならないという方法に改めるべきでしょう。

【お問い合わせ先：鹿児島労働局監督課（☎099-223-8277）】

令和4年3月新規高等学校卒業者の採用に係る日程等について

鹿児島労働局訓練室

◎令和4年3月新規高等学校卒業者求人申込書の安定所受付開始は・・・ 令和3年6月1日から

◎求人受理後の日程は

- 7月1日以降 安定所から企業へ確認・作成済求人票の送付（学校への訪問開始及び文書募集の開始）
- 9月5日以降 学校から企業へ生徒応募書類の提出開始
- 9月16日以降 選考開始及び内定開始
- 卒業（卒業式）後 就業開始

- ◆ 学生・生徒にとって、就職は、職業生活の第一歩を踏み出すことになる重要なものです。事業主の皆様にとっても、長期的に企業活動を支える人材採用の重要な機会ですので、中長期的な人事計画等のもと、企業の人員構成、職場における要員の過不足の状態等を十分見極めた上で、その年の募集・採用人数等を決定してください（原則として安定所受付後の求人取消・求人数の削減はできません）。
- ◆ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、求人数の減少が懸念されますが、鹿児島県の将来を担う若者の雇用・人材育成のためにも感染拡大前までの採用枠の確保と求人申込みについてご協力をお願いします。
- ◆ 一般に、高校生は応募先の検討を夏休みまでに済ませますので、高校生の選択を広げるためにも早期の求人提出をお勧めします。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和3年2月分】

県内有効求人倍率 1.15倍（前月比0.04P増）
 全国平均有効求人倍率 1.09倍（前月比0.01P減）

県内正社員有効求人倍率 0.98倍（前年同月比0.02P減）
 全国正社員有効求人倍率 0.87倍（前年同月比0.21P減）

※本県の雇用失業情勢は、雇用調整助成金等の活用により雇用の維持が図られていることに加え、国や県の各種施策により新規求人数の持ち直しの動きが見られますが、新型コロナウイルス感染拡大による先行きの不透明感は依然として強く、企業における雇入れの判断も概ね慎重になっています。応募の選択肢となる有効求人数が前年と比べて減少し、有効求職者の増加も続いているため、感染予防対策を前提とした施策を展開しつつ、引き続き、今後の求人・求職の動向等を注視してまいります。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【産業雇用安定助成金】

●新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により従業員の雇用を維持する場合に出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する制度です。

●助成内容

【出向運営経費】

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練等の経費など、出向中に要する経費の一部を助成します。

【出向初期経費】

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成します。

ご相談は、県内ハローワークまたは職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。

令和3年3月末（速報）業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

	令和3年		令和2年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	367	5	354	3	13	2
1 製造業	67	0	64	0	3	0
1 食料品製造業	39		39			
4 木材・木製品製造業	4		4			
9 窯業土石製品製造業	5		1		4	
11~12 金属製品製造業	2		3		-1	
13~15 機械器具製造業	7		8		-1	
上記以外の製造業	10		9		1	
2 鉱業	0	0	1	0	-1	0
3 建設業	57	1	62	2	-5	-1
1 土木工事業	19	1	26	1	-7	
2 建築工事業	31		30	1	1	-1
3 その他の建設業	7		6		1	
4 運輸交通業	45	0	44	0	1	0
1 鉄道・航空機業	1		2		-1	
2 道路旅客運送業			4		-4	
3 道路貨物運送業	43		38		5	
4 その他の運輸交通業	1		1			
5 貨物取扱業	4	0	1	0	3	0
1 陸上貨物取扱業			1		-1	
2 港湾運送業	4				4	
6 農林業	13	2	21	1	-8	1
1 農業	7	1	12		-5	1
2 林業	6	1	9	1	-3	0
7 畜産・水産業	16	0	22	0	-6	0
8 商業	52	1	46	0	6	1
1 卸売業	11	1	4		7	1
2 小売業	39		32		7	
3 理美容業	1		1			
4 その他の商業	1		9		-8	
9 金融・広告業	4	0	1	0	3	0
11 通信業	3	0	7	0	-4	0
12 教育・研究業	4	0	3	0	1	0
13 保健衛生業	56	0	42	0	14	0
1 医療保健業	23		10		13	
2 社会福祉施設	31		31			
3 その他の保健衛生業	2		1		1	
14 接客娯楽業	18	0	20	0	-2	0
1 旅館業	2		3		-1	
2 飲食店	11		6		5	
3 その他の接客娯楽業	5		11		-6	
上記以外の事業	28	1	20	0	8	1
10 映画・演劇業						
15 清掃・と畜業	18	1	11		7	1
16 官公署						
17 その他の事業	10		9			
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）	43	0	39	0	4	0
第三次産業（8~17）	165	2	139	0	26	2

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したものである。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3-5-1）及び第三次産業（8~17）は、別計。

令和2年 業種別死傷災害発生状況（確定）

鹿児島労働局

	令和2年		令和元年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	2,100	14	2,010	15	90	-1
1 製造業	378	2	385	2	-7	0
1 食料品製造業	211		224	1	-13	-1
4 木材・木製品製造業	20		32		-12	
9 窯業土石製品製造業	19		15	1	4	-1
11~12 金属製品製造業	27	1	32		-5	1
13~15 機械器具製造業	45		24		21	
上記以外の製造業	56	1	58		-2	1
2 鉱業	3	0	2	0	1	0
3 建設業	305	3	312	6	-7	-3
1 土木工事業	112	2	116	1	-4	1
2 建築工事業	159	1	159	4		-3
3 その他の建設業	34		37	1	-3	-1
4 運輸交通業	215	2	193	1	22	1
1 鉄道・航空機業	7		7			
2 道路旅客運送業	14		6		8	
3 道路貨物運送業	194	2	178	1	16	1
4 その他の運輸交通業	0		2		-2	
5 貨物取扱業	14	0	34	0	-20	0
1 陸上貨物取扱業	4		8		-4	
2 港湾運送業	10		26		-16	
6 農林業	104	2	104	2	0	0
1 農業	53		47	1	6	-1
2 林業	51	2	57	1	-6	1
7 畜産・水産業	101	1	101	0	0	1
8 商業	269	3	280	1	-11	2
1 卸売業	41		53	1	-12	-1
2 小売業	190	3	207		-17	3
3 理美容業	4		2		2	
4 その他の商業	34		18		16	
9 金融・広告業	18	0	15	0	3	0
11 通信業	33	0	19	0	14	0
12 教育・研究業	30	0	22	0	8	0
13 保健衛生業	368	0	288	0	80	0
1 医療保健業	158		114		44	
2 社会福祉施設	202		171		31	
3 その他の保健衛生業	8		3		5	
14 接客娯楽業	103	0	118	0	-15	0
1 旅館業	26		30		-4	
2 飲食店	44		60		-16	
3 その他の接客娯楽業	33		28		5	
上記以外の事業	159	1	137	3	22	-2
10 映画・演劇業	0		0			
15 清掃・と畜業	76		78	2	-2	-2
16 官公署	2		1		1	
17 その他の事業	81	1	58	1	23	
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）	198	2	186	1	12	1
第三次産業（8~17）	980	4	879	4	101	0

① 死傷者数は、令和2年12月末までに発生した労働災害の被災者を令和3年3月8日締めで集計したものである。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3-5-1）及び第三次産業（8~17）は、別計。

安全衛生活動の活発化を図る方策としてその実施を促進することとしている危険予知活動定着のための

ゼロ災運動KYT

（危険予知訓練）

主催：中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター
協力：公益社団法人鹿児島県労働基準協会

令和3年度

基礎2日間コース
鹿児島会場のご案内

トレーナー研修会

日頃からゼロ災害全員参加運動（ゼロ災運動）の普及・定着にご理解ご協力を賜り御礼申し上げます。
ゼロ災運動は、「一人ひとりカケガエノナイひと」、この人間尊重の理念が、運動の出発点となります。つまり、この運動の最大の特徴は、「人を中心におく運動」だということです。これは、40年以上全く変わらない原点です。いくら良いシステムや仕組みであっても、それを動かすのは人であることを忘れてはいけないと考えております。
企業を取り巻く社会環境が変化する今、改めて、KY活動、指差し呼称、健康KY、4Sといった職場風土を耕す道具の有効性を再認識し、全員参加で安全と健康を先取りし、明るく生き生きとした職場風土づくりを目指す、ゼロ災運動の普及・定着のために、研修会参加をお待ちしています。なお、今回は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため定員を減らすなどの対策を講じて実施しますのでご協力のほどよろしくお願い致します

- 【日 程】** 令和3年6月10日(木)～11日(金) 2日間
- 【時 間】** 午前9時20分から午後5時20分まで（受付開始9時00分～）
- 【会 場】** かごしま国際交流センター 〒892-0846 鹿児島市加治屋町19-18
TEL 099-226-5931 / FAX 099-239-9258
【お願い】ご来場の際は、交通機関をご利用願います。車でお越しの場合は周辺にコインパーキングがあります。
- 【内 容】** 自問自答カード1人KYT、問題解決4R法などを役割演技・金魚鉢方式によって体験学習します。
- 【定 員】** 36名（参加者をチーム別に編成して討議します。）

令和3年度中小規模事業場に対する研修会の割引サービスについて

以下の要件に全てあてはまる事業場に対して研修会の一部を割引料金で受講できる制度があります。
①労災保険適用事業場 ②常時使用する労働者数が300人未満であること。
③労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の写し（労働基準監督署の受付印があるもの）を提出できること（監督署の受付印がない場合は領収書も併せて提出が必要）割引制度を利用した場合後日アンケートにご協力いただきます。
※本制度の利用において、不正または虚偽が判明した場合は、割引適用を取消し割引額の返還を求められます。

参 加 要 領

●参加費

区 分	正規料金	割引料金（注2）	備 考
会員（注1）	22,770円	13,662円	参加費は1名分で資料代、消費税を含みます。（昼食は各自準備願います。）
一般（非会員）	25,300円	15,180円	

（注1）会員とは中央労働災害防止協会の賛助会員又は鹿児島県労働基準協会の会員事業場のことです。
（注2）割引料金は、「研修会の割引サービス」をご利用した際の金額です。
割引料金の対象は常時使用する労働者数が300人未満であり、労災保険の適用事業場であることです。（申込時に労働保険料申告書の写しを提出していただく必要があります。）

- 申込締切日：5月14日（金）まで（期限までに定員になりました場合には締切ります）
- 申込方法
- 修了証：閉会時に修了証をお渡しします。

- ① 本案内書の「ゼロ災運動KYTトレーナー研修会申込書」に必要事項をご記入の上、お申込みください。
※申込書提出先は、鹿児島県労働基準協会です。
参加証は開催日10日前頃送付いたします。
- ② 参加費は、申込み締切日までに下記銀行に振込み願います。
請求書・領収書が必要な方は申込書の通信欄にご記入ください。

- 振込先 取引銀行 福岡銀行 奈良屋町支店
普通預金 口座番号 1163225
口座名 中央労働災害防止協会
九州安全衛生サービスセンター

※振込手数料は貴社にてご負担願います。
※開催日7日前以降の取り消しについては、次のキャンセル料がかかります。
① 開催日の7日前～開催日前日は参加費の30%
② 開催当日は、参加費の100%

- 振込先の所在地等
中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター
〒812-0008 福岡市博多区東光2-16-14 TEL 092-437-1664



申し込み・問い合わせ先

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16-16

(公社) 鹿児島県労働基準協会 TEL 099-226-3621

申し込みファックス番号

FAX 099-226-3622

ゼロ災運動KYTトレーナー研修会申込書（鹿児島会場）

参加希望回	令和3年6月10日・11日			事業場規模	<input type="checkbox"/> 50人未満	<input type="checkbox"/> 50～99人
ふりがな					<input type="checkbox"/> 100～299人	<input type="checkbox"/> 300人以上
事業場名				業種		
所在地	〒 (-)			会員について		
				<input type="checkbox"/> 非会員（一般）		
				<input type="checkbox"/> 鹿児島県労働基準協会会員又は 中災防賛助会員		
連絡担当者	フリガナ	所属		役職		
	氏名	電話		F A X		
	E-mail					
参加者	フリガナ	所属・役職名		年代をご記入ください。	No.	
	氏名	男・女		<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 60代以上		
	フリガナ	所属・役職名		年代をご記入ください。	No.	
	氏名	男・女		<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 60代以上		
参加料は	月	日	1. 銀行振込	通信欄	受付	参加証
¥		円	※振込手数料はご負担をお願いします。 2. 現金書留で送金			

(注) 受付・参加証・No.には記入しないで下さい。

※今回は、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、定員を減らしての実施となります。

※割引制度の利用について

割引制度の利用を希望される場合は、右の□にチェックマークを記入してください。割引制度の利用を希望する
 割引制度の利用希望者は、本申込と共に直近の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）※労働局、労働基準監督署の受付印があるもの」をご提出ください。（受付印がない場合は納付書の写しと一緒にご提出ください。）
 提出がない場合割引料金とはなりません。

※ご記入頂いた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申し込みいただいたサービスの確かな提供のために使用するほか、当協会が行う各種セミナー、出版する図書、コンクールへの応募勧奨、アンケートのご案内、その他公益的な観点からの情報提供に使用することがあります。

個人情報の二次利用に同意されない場合は、右の□内にチェックマーク（✓）をご記入下さい。

同意しない

令和3年6月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分 (鹿児島市七ツ島1-6-2)

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講習名		講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技 能 講 習	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 6/7~6/11 【科目免除者】 6/7~6/8	5/10~5/14	【全科目者】 会員 66,430円 一般 67,430円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
		【全科目者】 6/14~6/18 【科目免除者】 6/14~6/15		【科目免除者】 会員 36,730円 一般 37,730円	
	玉 掛 け	6/7~6/9	5/10~5/14	【全科目者】 会員 22,470円 一般 23,470円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
		6/28~6/30	5/31~6/4	【科目免除者】 会員 20,270円 一般 21,270円	
	酸素欠乏・硫化水素危険 作 業 主 任 者	6/16~6/18	5/17~5/21	会員 18,910円 一般 19,910円	
	ガ ス 溶 接	6/16~6/17	5/17~5/21	会員 9,180円 一般 9,680円	
	小型移動式クレーン運転	6/21~6/23	5/24~5/28	【全科目者】 会員 28,970円 一般 29,970円 【科目免除者】 会員 26,770円 一般 27,770円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
有機溶剤作業主任者	6/24~6/25	5/24~5/28	会員 13,080円 一般 14,080円	※会場がオロシティーホールになります。	
[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	6/28~6/29	5/31~6/4	【全科目者】 会員 31,270円 一般 32,270円 【科目免除者】 会員 30,170円 一般 31,170円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
特別 教育	フルハーネス型墜落制止用器具	6/21	5/24~5/28	会員 10,700円 一般 11,800円	
	アーク溶接等	6/22~6/24	5/24~5/28	会員 18,700円 一般 22,000円	
その 他	第二種衛生管理者試験準備講習	6/10~6/11	5/10~5/14	会員 15,840円 一般 19,140円	※会場がオロシティーホールになります。
	安全管理者選任時研修	6/14~6/15	5/17~5/21	会員 17,050円 一般 21,450円	

鹿屋地区での講習会のお知らせ

鹿屋支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0994-40-9055 FAX0994-40-9056

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
不整地運搬車運転	6/7~6/8	5/6~5/7	会員 35,100円 一般 36,100円	【受講資格】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・車両系建設機械運転(整地等又は解体用)技能講習修了者
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	6/21~6/25	5/19~5/21	【全科目者】 会員 31,450円 一般 32,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者

薩摩川内地区での講習会のお知らせ

川内支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0996-25-1377 FAX0996-41-3969

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
小型移動式クレーン運転	7/5~7/7	5/31~6/4	【全科目者】 会員 28,970円 一般 29,970円 【科目免除者】 会員 26,770円 一般 27,770円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者

- 〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。
3 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止または延期する場合があります。予めご了承ください。